

事業計画策定ガイドラインの改正案及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案に対する意見公募要領に関する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 各ガイドラインに横断的な論点に関する御意見(災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可の認定申請要件化関係)		
1	災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可を取得する条件を整えるためには、詳細な工事計画など、施工段階にしか作成できない図書等を用いて自治体等と調整する必要がある。このため、これらの許認可について、事業計画認定申請前の取得を求める記載は削除願いたい。また、今般の措置は、太陽光発電でのトラブル等が発端であるため、水力発電は免除してほしい。	今般の措置は、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP認定の申請要件とするものです。この制度趣旨は全ての電源に共通して妥当するため、電源種を問わずに措置対象とします。 ただし、電源ごとの実情や関係法令の手続・スケジュールに配慮し、環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備については、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付認定を行う(環境アセスメント手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境アセスメント手続完了後であっても当該許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、認定から3年以内に当該許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。)こととする措置を設けます。
2	認定から3年以内に許認可を取得できなかった場合の措置として、一律に「認定を取り消す」とすることは、適切に許認可手続を進めている優良事業についても認定取消しとなる可能性がある。事業規律強化と再エネ導入拡大を両立させるため、認定から3年時点の許認可協議状況を確認し、事業者の対応が不十分である場合には「認定を取り消すことができる」等の運用とするべき。地域特性が異なれば、開発及び許認可において必要となる時間は大きく異なる。地域との十分な調整の上で開発を進めるためにも個別に判断をしていただきたい。	災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可の認定申請要件化に関して、環境アセスメント手続の対象となる風力発電設備・地熱発電設備については、電源ごとの実情や関係法令の手続・スケジュールに配慮し、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付認定を行う(環境アセスメント手続完了前に一連の事業に着手した場合や、環境アセスメント手続完了後であっても当該許認可取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。また、認定から3年以内に当該許認可を取得できなかった場合は、認定を取り消す。)こととする措置を設けます。 今般の措置対象とする災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることを踏まえても、リードタイムの長い風力発電設備・地熱発電設備に限定して、このように条件付認定を行った上で、「3年」という一定の期間を区切った対応を含めて、厳格な対応を行うことが不可欠であると考えています。
3	風力発電設備・地熱発電設備については、環境アセスメント手続の対象となる事業に係る措置が設けられているが、太陽光発電設備・中小水力発電設備・バイオマス発電設備にも同様の措置を設けるべき。風力発電設備・地熱発電設備以外においても、環境アセスメント手続に時間を要することは共通しており、措置を設けない場合には、開発期間が長期化し、再エネ普及の停滞を招く懸念がある。	「3年」の期限については、開発までのリードタイムの長さや、現行の土地の使用権原を証する書類に関するルールなどを参考として、地域共生WGにおいて取りまとめられた考え方を踏まえたものです。なお、FIT/FIP認定申請については、環境アセスメント手続における方法書の手続開始以降の任意の時期に可能であり、当該許認可の取得に向けた対応状況を踏まえながら、適切なタイミングでFIT/FIP認定申請を求めていくことで、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図っていきます。
4	FIT/FIP認定申請要件となる許認可を取得した後に、許認可の内容に変更が生じた場合、FIT/FIP変更認定を申請する必要はあるのか。必要な場合、その期限はあるか。	FIT/FIPの新規認定申請・認定取得後に、事後的に当該許認可の取得が必要となった場合については、その時点において、「再エネ発電事業計画の実施に必要な当該許認可を当該認定の申請までに受けていること」という認定基準を満たさなくなり、認定基準違反として、FIT/FIP認定の取消しの対象となります。 ただし、この認定基準については、「『FIT/FIP認定申請時点の当該許認可に係る制度を前提とした場合に、』再エネ発電事業計画の実施に必要な当該許認可を当該認定の申請までに受けている」かどうかで判断することとします。したがって、当該許認可に関連する制度の変更(例:許認可を要する条件に係る制度変更、許認可を要するエリアの新規指定等)により、事後的に当該許認可の取得が必要となった場合については、直ちに上記の認定基準違反となるものではなく、当該許認可の事後取得がなされ、速やかにFIT/FIP変更認定を受けた場合には認定は継続します。
5	各事業計画策定ガイドラインの末尾にある付表において、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可の記載があるが、同法の改正前の第8条第1項本文の許可についても追記すべきではないか。	御指摘のとおり修正いたします。
6	災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可の認定申請要件化に関しては、今後の新規認定申請に係る要件との認識である。既認定の変更認定申請について、同要件が求められることはないよう、既認定は適用対象外(新規認定のみの適用対象)であることを明確にされたい。	当該許認可の認定申請要件化に関しては、FIT・FIP認定の申請(新規認定・変更認定)を行った再生可能エネルギー発電事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しないこととする経過措置を設けることとしており、御指摘を踏まえ、この点を各事業計画策定ガイドラインにおいて明確化することとします。 ①入札対象案件以外は、2023年10月1日前にFIT・FIP認定(新規認定)の申請を行った場合 ②入札対象案件は、2023年10月1日前に入札の事業計画受付締切りが到来する場合 ③再エネ海域利用法対象案件は、2023年10月1日前に公募占用計画の提出期限が到来する場合

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
2. 事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)改正案に関する御意見		
7	屋根設置太陽光発電設備として、建物内での使用を前提とした余剰配線が想定されるが、令和3年4月に開始された一需要地複数引込制度に基づき、全量売電とする場合のFIT売電単価について、屋根設置の単価適用と考えてよい。再エネ適地が減少する中で屋根上のポテンシャルは高く、国の方向性と一致しているものと考ええる。	屋根に設置される太陽光発電設備について、改正後の再エネ特措法施行規則及び事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に定める手続・要件を充足し、建物表題登記等の求める資料を全て準備できる建物に設置する場合には、屋根設置太陽光発電設備として取り扱われることとなります。
8	検査済証の写し及び建物表題登記の提出が必要とされているが、「建築計画概要書」及び「台帳記載事項証明書」についても対象となるとの理解でよい。提出対象とすべき書類に含めるべきではない。	検査済証の写しを提出する場合については、屋根設置太陽光発電設備であることを適切に確認するための書類として、追加的に、建築計画概要書や台帳記載事項証明書を提出する必要はありません。ただし、検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の写しの提出に代えることができますこととします。
9	使用前自己確認結果届出書・工事計画届出書の写し等の提出が必要とされているが、他の土地関係法令の遵守とは意味が異なるので削除すべき。使用前自己確認結果届出書は、設置工事が完了し竣工検査の結果を届け出るものであって、FIT認定申請時に求めるということは、設備設置後にFIT申請を行うことを意味することになるのではない。これは、FIT認定の基準において、「既に運転開始しているものでないこと」を求めていることと齟齬があるのではない。また、太陽光発電のみ使用前自己確認結果届出書・工事計画届出書の写しの提出を求めているが、風力発電などの他電源で求めない理由は何。	事業用太陽光発電の調達価格・基準価格については、2023年10月以降、地上設置／屋根設置の設置形態ごとに設定されます。これに伴って、調達価格等算定委員会の「令和5年度以降の調達価格等に関する意見(2023年2月)」においては、「不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることのないよう、その外延を明確にしておくことが重要である」と取りまとめられています。 これを踏まえ、本年7月の調達価格等算定委員会においては、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、太陽光発電設備を設置する建物の構造等、その支持物の構造等、その設置場所を確認する観点から、建築基準法に基づく検査済証の写し、不動産登記法に基づく建物表題登記、パネル設置図面、外観写真の提出を求めることに加えて、電気事業法に基づく工事計画届出書・使用前自己確認結果届出書が不備なく提出されているかを確認する方向が取りまとめられています。今般の措置は、こうした議論を踏まえたものです。 電気事業法に基づく工事計画届出書・使用前自己確認結果届出書については、FIT/FIP認定申請時ではなく、運転開始時までに提出することを求めることとします。ただし、FIT/FIP認定申請時においては、これらの届出書の写しを運転開始までに提出することの誓約を求めた上で、誓約に基づく関係資料の提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定の取消しを行うといった厳格な対応を行うこととします。この点については、事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)において明確化することとします。
10	・2ページの改正案欄の最下行の4行上「変更認定」は「変更認定申請」のほうがよい。 ・3ページの改正案欄の4行目「減少」は「増加」の誤記ではないか。 ・5ページの改正案欄の6行目「建物表題登記の提出」は「建物表題登記の登記事項証明書の提出」のほうがよい。	御指摘のとおり修正いたします。
3. 廃棄等費用積立ガイドライン改正案に関する御意見		
11	今般の「認定出力を減少させる場合の変更認定の手続等」については、廃棄する太陽電池モジュールの枚数にかかわらず、調達期間中に廃棄・取り外しを実施する全ての場合が対象となるのか。また、稼働中案件でのパネル取り換え(型式変更など)などについても対象となるのか。	FIT/FIP制度では、認定出力が「10kW以上」の区分の太陽光発電事業について、廃棄等費用積立制度の対象となっている中で、適切な廃棄等を担保するため、関係審議会(再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会)での議論を踏まえ、今後、運転開始後においては、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させる変更認定は原則認めないこととしました。 ただし、太陽光発電事業の実施に当たり、地域との調整や景観・反射光への対応等により、運転開始後に、やむを得ず、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させざるを得ない場合もあり得るため、以下の①～③の条件を全て満たす場合に限って、こうした変更認定を例外的に認めることとしました。 ①認定出力の減少に伴って、太陽光パネルも10kW未満に減少させること ②変更認定申請に伴う発電設備の減少について、適切な廃棄等が実施されたこと ③変更認定後になお残る太陽光パネルについても、適切な廃棄等の計画を提出すること
12	今般の「認定出力を減少させる場合の変更認定の手続等」については、廃棄する太陽電池モジュールの枚数にかかわらず、調達期間終了後においても、対応を求める趣旨で正しいか。	今般の措置については、調達期間中/調達期間終了後を問わず、再エネ発電事業を実施している期間中を通じて適用されます。なお、調達期間中の再エネ発電事業計画については、再エネ発電事業計画の変更認定の申請、調達期間終了後の再エネ発電事業計画については、調達期間が終了した再エネ発電事業計画の事前変更の届出のそれぞれの手続によることとなります。 今般の措置は、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させざるを得ない場合を対象としたものであり、認定出力・太陽光パネル出力の減少を伴わないようなパネル取換えについては、今般の措置の対象外となりますが、御指摘も踏まえ今後検討してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	太陽電池モジュール取り外しの事前相談として、「認定事業者は、太陽電池モジュールの取り外しに着手する以前の時点において、申請先機関に対して、取り外しを行う旨の申告(事前相談)を行う必要がある」とされているが、「申請先機関」とは誰か。事前相談について、具体的な時期・方法は決められているのか。事前相談後は、どのくらいの期間の間に太陽電池モジュールの取り外し・廃棄を行う必要があるのか。作業日の変更があった場合に連絡などは必要か。	申請先機関は、50kW未満の太陽光発電設備はJPEA代行申請センター(JP-AC)、それ以外は各地方経済産業局です。事前相談については、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させる変更認定を行う必要が生じた時点で、申請先機関に連絡してください。事前相談後は、具体的な時期は定めませんが、速やかに太陽電池モジュールの取り外し・廃棄を行ってください。
14	太陽電池モジュール取り外しの事前相談として、「認定事業者は、太陽電池モジュールの取り外しに着手する以前の時点において、申請先機関に対して、取り外しを行う旨の申告(事前相談)を行う必要がある」とされているが、「事前相談」の結果、対応を保留とさせられるおそれがあることを懸念する。認定事業者の対応のみならず、申請先機関の対応についても記載し、例えば申請先機関において速やかに対応するといった趣旨の記載を追記すべき。	廃棄等費用積立ガイドラインの適用対象の範囲については、同ガイドラインにおいて、「事業計画の認定の申請を行う事業用太陽光発電(10kW以上)事業者、認定を受けた事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施する事業用太陽光発電(10kW以上)事業者(認定事業者)及びこれらの太陽光発電事業者との間で特定契約を締結する電気事業者(買取義務者)」とされており、申請先機関の対応について記載することは妥当ではないと考えていますが、事前相談に対して、申請先機関は適切に対応いたします。
15	適切な解体等が実施されたことの確認として、「取り外し前・中・後(残存する太陽電池モジュールの全てが写されており、太陽電池モジュールの合計出力が確認できるものに限る。)の写真」を求めているが、これは発電事業者に対する嫌がらせか。「合計出力を確認できるもの＝パネルの裏に貼られているラベルをすべて撮れ」ではないか。こんな嫌がらせ的な改悪ばかりの資源エネルギー庁に、日本のエネルギー政策を任せたくない。	FIT/FIP制度では、認定出力が「10kW以上」の区分の太陽光発電事業について、廃棄等費用積立制度の対象となっている中で、適切な廃棄等を担保するため、関係審議会(再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会)での議論を踏まえ、今後、運転開始後においては、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させる変更認定は原則認めないこととしました。
16	適切な解体等が実施されたことの確認として、「取り外し前・中・後(残存する太陽電池モジュールの全てが写されており、太陽電池モジュールの合計出力が確認できるものに限る。)の写真」を求めているが、発電容量を問わず、提出する写真については、取り外し中の写真は不要としていただきたい。写真は解体が行われた事を確認する目的で提出が求められているものと理解している。解体前後の写真があれば、解体の確認が可能であり、解体中の写真は不要と思われる。また、再エネ発電事業者等にとって過度な負担とならないよう、「残存する太陽光モジュール全てが写されており」との記載は、全体が撮影できていることを指し、一枚ごとの撮影を要するものではないとの理解でよいか確認したい。一枚一枚の写真撮影を求めることなどは合理的ではない。	ただし、太陽光発電事業の実施に当たり、地域との調整や景観・反射光への対応等により、運転開始後に、やむを得ず、認定出力を「10kW以上」から「10kW未満」へと減少させざるを得ない場合もあり得るため、以下の①～③の条件を全て満たす場合に限って、こうした変更認定を例外的に認めることとしました。 ①認定出力の減少に伴って、太陽光パネルも10kW未満に減少させること ②変更認定申請に伴う発電設備の減少について、適切な廃棄等が実施されたこと ③変更認定後になお残る太陽光パネルについても、適切な廃棄等の計画を提出すること
17	適切な解体等が実施されたことの確認や、残存する太陽光発電設備の廃棄その他の取扱いに関する計画の確認に関して、廃棄等費用積立ガイドラインにおいては、解体等積立金の取戻しの要件として調達期間終了後に設備を解体・撤去後に廃棄することを求めているが、設備の解体・撤去後に、太陽電池モジュールやPCSの部品を自社ないし他社のサイトにリユースした場合も解体等積立金の取戻しを認めるべき。	この②において、適切な解体等が実施されたことの確認を行うための具体例の一つとして、「取り外し前・中・後(残存する太陽電池モジュールの全てが写されており、太陽電池モジュールの合計出力が確認できるものに限る。)の写真」を求めることとします。適切な解体等が実施されたことを確認するためには、取り外しの過程を辿ることができるよう、取り外し中の写真についても提出が必要と考えています。他方で、「残存する太陽電池モジュールの全てが写されており」ということについては、一枚ごとの撮影がなされていないと、全体が撮影されており、図面等と合わせて太陽電池モジュールの合計出力が確認でき、適切な廃棄等の実施が確認できるものであれば差し支えありません。適切な廃棄等が実施されたことが確認できる資料としてどのような資料を要するかについては個別の設備の内容を踏まえて事前相談してください。
		認定発電設備から撤去した太陽電池モジュール等をリユースする場合の取扱いについては、廃棄処理される場合と同様の取扱いとするかを含め、経済産業省及び環境省が共同事務局となって開催している「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」における議論を踏まえて今後検討してまいります。